

第8章 環境影響評価方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：令和7年6月20日法律第73号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条及び第8条第1項に基づき、令和6年8月1日から9月2日まで環境影響評価方法書を縦覧に供し、令和6年9月17日まで意見を求めました。提出された意見書は1通でした。

方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 8.1-1 に示すとおりです。

表 8.1-1 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物	1	福良地区にアサギマダラが昨年から2～3匹しかきておらず、少なくなったようだ。アサギマダラの飛行ルートを確認してほしい。	事業実施区域周辺はアサギマダラの主要な飛行ルートではないことを確認しております。そのため、本事業の実施による影響は生じないと考えられます。